

「民事信託」「家族信託」裁判例概観

七戸, 克彦
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://hdl.handle.net/2324/4055210>

出版情報 : 家族信託実務ガイド. 18, pp.2-5, 2020-08. 日本法令
バージョン :
権利関係 :



「民事信託」「家族信託」裁判例概観

九州大学大学院法学研究院教授 七戸 克彦

1 裁判例一覧

「民事信託」あるいは「家族信託」という言葉が登場する裁判例は、私が調べた限りでは、以下の9例だけでした¹。

【1】大判大正4・7・12民録21輯1126頁（「家族信託財産」）

【2】東京地判平成13・2・16平成12年（ワ）第17875号（「民事信託」）

【3】東京地判平成22・2・8平成20年（ワ）第21820号（「家族信託」）

【4】東京地判平成23・3・9平成22年（ワ）第8420号（「家族信託」）

【5】東京地判平成23・3・22平成21年（ワ）第18583号・平成21年（ワ）第38414号（「家族信託」）

【6】東京地判平成29・10・19平成28年（ワ）第37185号（「民事信託契約」）

【7】東京地判平成30・3・19平成27年（ワ）第26154号・平成28年（ワ）第27075号（「民事信託」）

【8】東京地判平成30・9・12金法

2104号78頁・登記情報687号64頁（「民事信託契約書」）

【9】東京地判平成30・10・23金法2122号85頁（「民事信託・家族信託の説明書〔ご提案〕」）

2 ドイツ法

【1】の大審院判決は、旧信託法（大正11年4月21日法律第62号）制定前の判例です。事案は、Aの債権者YらがAの華族世襲財産である不動産を差し押さえたのに対し、Aの隠居による家督相続人Xが提起した執行異議訴訟で、「家族信託財産」という言葉は、Yが上告理由で日本の華族世襲財産をドイツの国王貴族の「封建領土世襲財産家族信託財産」との対比で論じた際に出てきたものです。となれば「家族信託財産」の語は、ドイツ語の《Familienfideikomiß》の翻訳ということになりますが、これはローマ法の信託遺贈（fidei commissum）に

1 ①LEX-DB（TKC）、②LLI判例秘書、③D1-Law判例体系、④Westlaw Japanで「民事信託」「家族信託」をキーワード検索（最終検索日：令和2（2020）年5月10日）。

2 一方、華族世襲財産の制度は、現行民法典（明治29年4月27日法律第89号）や、日本ではじめて信託制度を取り入れた担保付社債信託法（明治38年3月13日法律第52号……制定時の法律名は「担保付社債信託法」）より前の、華族世襲財産法（明治19年4月29日勅令第34号……大正5年9月20日法律第45号で全改）によって認められたもので、ドイツその他欧州各国の制度が参考にされたようです。

由来する制度です²。

3 信託的譲渡の認定

一方、【2】は、現行信託法（平成18年12月15日法律第108号）制定前の裁判例で、XからYへの意匠権の信託的譲渡が争われた事案ですが、Yは「Xの主張する信託は、いわゆる民事信託であって、特約のない限り、受託者は無償で、委託者、受益者のために信託財産を管理、処分する義務を負うが、このような管理を無償で行うようなことは、特別な事情がない限りあり得ない」と主張しています。つまり、民事信託＝無償契約というのがYの理解なのですが、裁判所はXからYへの信託的譲渡を認定しました。

4 オーストラリア法

【3】以下は、すべて現行信託法施行後の裁判例です。

ただし、【3】【4】【5】は、いずれもAがオーストラリアの財産について現地で設定した「家族信託」をめぐる相続人間の争いで、Aはこのほかにも「ベアトラスト」を設定したと判旨にあります。《bare trust》は、直訳すれば「裸の信託」になりますが、受益者連続条項などが付かない一番シンプルなタイプの信託です。同様に、判旨が「家族信託」と称しているものも、英米法系の《family

trust》を指しており、日本の後継ぎ遺贈型受益者連続信託（信託法91条）のように、受益者が子から孫へと代々受け継がれていく《dynasty trust》が典型です。ちなみに《dynasty trust》は「王朝信託」とか「名門信託」などと訳されたりしますが、別に名門でもない普通の家でも設定できるので、「家系信託」「世襲信託」とでも訳しておきましょう。そういった外国の信託が、日本の遺産分割に影響を与えることもあるのです。

5 信託契約の成立認定

【6】も、亡Aの共同相続人間の紛争事例で、被告のうちの1人が、AがBに交付した金員は貸付金ではなく民事信託契約（金銭信託）に基づくものであり、遺産の対象には含まれないと主張した事案です（ちなみに遺言執行者は司法書士でした）。判旨は信託契約の成立を否定しましたが、こうした主張は、公共工事の前払金について信託契約の成立を認定した最（1小）判平成14・1・17民集56巻1号20頁以降目立ってきています³。

6 詐害信託

このように、当事者が「信託」構成に頼る意図は、信託の財産隔離機能を利用して、債権者の強制執行の対象財産や、破産財団の構成財産、遺産分割の対象財

3 例えば福岡高那覇支判平成28・7・7判時2331号49頁では、司法書士が自己名義の口座での管理を委任されていた破産会社の請負代金につき、黙示の信託契約の成立が主張されています。信託財産は破産財団を構成しないので、破産管財人は司法書士から交付された金員を返還しなければならない筋合いになりますが、判旨は信託契約の成立を認定しませんでした。

産からの除外を図る点にあります。【7】も、債権者X銀行から貸金返還訴訟を提起されたY₁社が、一般社団法人Y₂の目的に「当法人社員のための信託業法の適用を受けない民事信託」を追加したうえ、所有建物をY₂に信託譲渡した事案で、裁判所はXの詐害信託取消権（信託法11条）の主張を認めました。

7 遺留分制度の潜脱

【8】は、非常に有名な判決です⁴。事案は、Aの相続人（長男X・二女B・二男Y）のうちXがYに対し、Aが死亡13日前にしたA所有の不動産のすべてを目的財産とする信託契約（委託者A、受託者Y、A死亡後の受益権割合 $X = 1/6 \cdot B = 1/6 \cdot Y = 4/6$ ）の無効を主張して提起した所有権移転登記・信託登記の抹消等請求訴訟で、本件信託契約は、司法書士Cが持参した「民事信託契約書」にAとYが署名をする形で締結されたものでしたが、Xは、①AY間の信託契約締結時におけるAの意思無能力無効のほか、②本件信託契約は遺留分制度の潜脱を意図したものであるとして、公序良俗違反無効を主張しました。

判旨は、Xの主張①については、Aには意思能力があったとして退けましたが、主張②については、次のように述べて、一部の信託財産について公序良俗違反無効を認定しました。「仮に、Xが遺留分減殺請求権を行使し、本件信託にお

けるXの受益権割合が増加したとしても、上記……各不動産により発生する経済的利益がない限り、Xがその増加した受益権割合に相応する経済的利益を得ることは不可能である。／そして、本件信託においては、受益者は他の受益者に対して受益権の取得を請求することができるとされているものの、その取得価格は最新の固定資産税評価額をもって計算した額とするものと定められていることからすると、受益権の取得請求によっても上記各不動産の価値に見合う経済的利益を得ることはできない。そうすると、Aが上記……各不動産を本件信託の目的財産に含めたのは、むしろ、外形上、Xに対して遺留分割合に相当する割合の受益権を与えることにより、これらの不動産に対する遺留分減殺請求を回避する目的であったと解さざるを得ない。／したがって、本件信託のうち、経済的利益の分配が想定されない上記……各不動産を目的財産に含めた部分は、遺留分制度を潜脱する意図で信託制度を利用したものであって、公序良俗に反して無効であるというべきである。」

平成30年の民法（相続関係）改正（平成30年7月13日法律第72号）で、遺留分減殺請求権は、遺留分侵害額請求権に変わりましたが（改正法1046条）、信託財産への組み込みのうち、遺留分を侵害する部分については、公序良俗違反で一部無効になるとの結論は、改正法下においても妥当します。

4 〔本件評釈〕渋谷陽一郎・金融法務事情2106号（2019年）19頁、遠藤英嗣・信託フォーラム11号（2019年）77頁、浅井弘章・銀行法務838号（2019年）66頁、沖野眞巳・私法判例リマックス59号（2019年）70頁。

8 家族信託の費用

【9】は、父 X が子 Y に対し、X 所有不動産につき委託者兼受益者を X、受託者を Y として締結した信託契約の詐欺取消し、錯誤無効、債務不履行解除、信託目的の不達成または合意による信託の終了を理由に、所有権移転登記ならびに信託登記の抹消を請求した事案で、判旨は X の主張をすべて排斥しましたが、「民事信託」「家族信託」の語は、判旨の事実認定部分の次のような文脈で登場します——「Y は、平成 28 年夏頃、司法書士法人 A の事務所を訪れ、同法人代表の司法書士 B から、同人作成に係る「民事信託・家族信託の説明書」と題する書面（以下「家族信託等説明書」という。）を交付されるとともに、家族信託に関する説明を受け、更に同年 8 月頃、再び同所で B 司法書士と面談して、同人作成に係る「民事信託・家族信託のご提案」と題する書面（以下「家族信託等提案書」という。）を交付されたが、B 司法書士に家族信託の手続を委任すると、285 万 5,000 円の費用がかかるとの見積りを示されたことから、高額な費用の支出を避けるため、自ら信託の手続を行うことにした」。

9 金の卵を産むガチョウ

家族信託の費用 285 万 5,000 円が高いか安いかは、私にはよくわかりません。

その他、司法書士が関与した事件には、銀行預金を信託財産に組み込む内容の「相続外財産に関する合意書（案）」を司法書士が作成した事案や⁵、成年後見業務で行った信託契約の締結が不適切とされた事案などがありますが⁶、こうした裁判例を読んでいて、ふと、イソップ寓話の「金の卵を産むガチョウ」の話を思い出しました。債務整理、成年後見に続いて、家族信託という 3 羽目のガチョウも殺してしまわないように、大切に育てなければなりません。



しちのへ かつひこ
七戸 克彦

九州大学大学院法学研究院教授

専門は民法・水法。信託に関しては、以下の論文がある。①「信託法上の信託か、信託類似の他の法律関係か——『信託』概念の全容と信託の成立認定」法学研究 82 巻 1 号（2009 年）711 頁、②「後継ぎ遺贈の目的および法的構成について——後継ぎ遺贈型受益者連続信託との『使い分け』に向けて」司法書士論叢 THINK107 号（2009 年）163 頁。

5 東京地判平成 30・1・12 平成 28 年（ワ）第 5183 号。

6 東京地判平成 30・1・17 平成 29 年（ワ）第 7399 号（司法書士が行ったゆうちょ銀行の貯金の解約と信託への切り替え（受託者は信託銀行）の不適切を理由とするリーガルサポートの事件紹介停止処分に対する損害賠償請求訴訟……請求棄却）、東京地判平成 30・1・22 平成 29 年（ワ）第 26349 号（司法書士が行った後見制度支援信託締結相当との報告の不適切を理由とする家庭裁判所の成年後見人解任に対する損害賠償請求訴訟……請求棄却）。